

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年11月14日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年11月25日から同年12月15日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中下所地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下檀原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南川西地区	〃
〃	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道事業) 上沖地区	〃